

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第7回）

日時：令和2年1月14日（火）午後1時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価書案に係る総括審議
（仮称）新ごみ焼却施設整備事業
- 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
東金町一丁目西地区市街地再開発事業【3回目】
- 3 その他

【審議資料】

資料1 「（仮称）新ごみ焼却施設整備事業」

資料1-1 「（仮称）新ごみ焼却施設整備事業」部会審議質疑応答

資料1-2 「（仮称）新ごみ焼却施設整備事業」に係る都民の意見を聴く会
における公述意見の概要

資料1-3 「（仮称）新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価書案に
ついて（案）

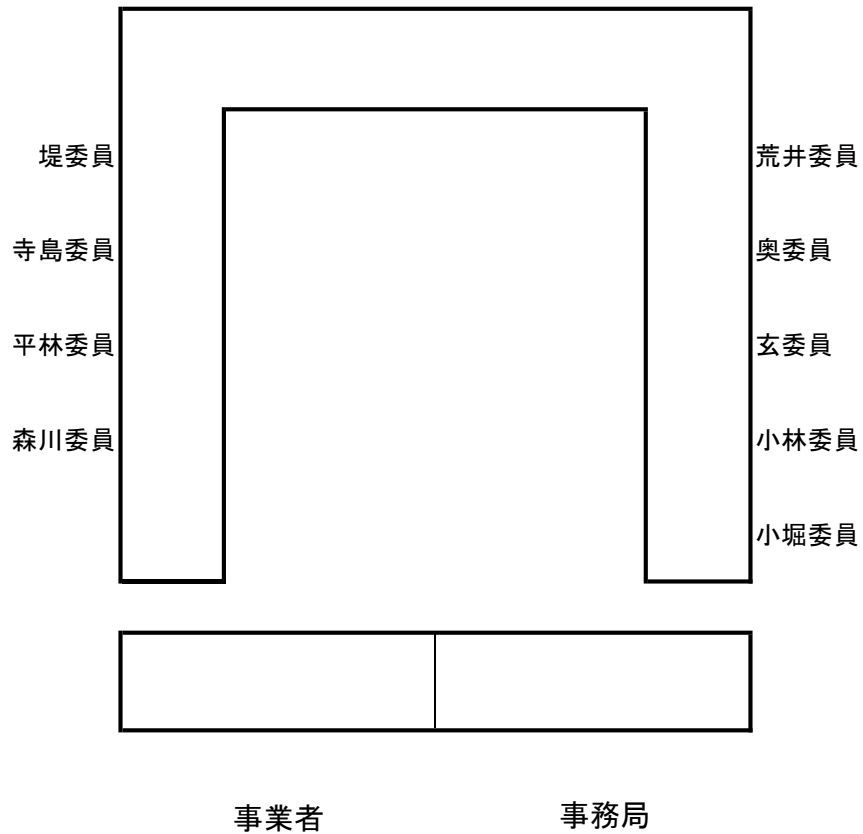
資料2 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」部会審議質疑応答

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会 座席配置

日時：令和2年1月14日（火）午後1時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

第
一
部
会
長



「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案
部会審議質疑応答

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1	大気汚染	見解書の p. 35 に予測の高さによる予測濃度の数字が参考として表に上げられているが、これは 59.5m の煙突高を前提とした予測地点の高さの違いによる予測濃度だという理解でよいか。	その通りである。	10/18 部会にて回答 済み 総括審議事項へ
		100m と 59.5m、その違いがどの程度のものなのか。ここが恐らく都民の方は一番関心があるところだと考える。その数字はあるか。	基本計画策定時に、試算をしていたが、試算条件が、気象条件が現地の気象条件ではなく、府中の気象観測所のデータを使っていたので、今回改めて今回行った気象データをもとに算出したものを参考に行った。寄与濃度、地上の到達濃度では、浮遊粒子状物質では 59.5m の場合は、 $0.00006\text{mg}/\text{m}^3$ 、100m の場合は $0.00003\text{mg}/\text{m}^3$ であり、ほかも同じような数字で、寄与濃度は倍の差が出ている。高さ方向も、今回予測したものと同様な比率で変化と考えている。その値は非常に小さな値であり、実際に測定すれば、検出下限以下となる。	
		いずれにしても、小さな値であり、その影響はないと考えてよいと思うが、正面から数字を示して答えていないところに、姿勢の誠実さに少し問題があると思い申し上げた。見解書では 59.5m について数字を出しているのであれば、100m と 59.5m との違いも示すことが誠実な対応であると思い申し上げた。		

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1	大気汚染	<p>汚染物質の量が本事業によりどう改善されるため煙突高さは59.5mで問題はないというような、説明をする必要がある。</p> <p>現状の煙突からの排出濃度のデータは評価書案に示しているのか。</p>	<p>評価書案 33 ページの表 6. 2-6 に既存施設の自主基準値と新施設の自主基準値を示している。</p> <p>既存施設は自主基準値よりも下回って操業している。新施設も、自主基準値を超えないよう操業していくことから、新施設が排ガスに関して改善されることがわかる。</p> <p>今回の計画の基となる施設整備基本計画を策定の際は、地域の方、公募の方、廃棄物処理施設の専門的な技術の方々に入っただき、懇談会という形で様々な意見をいただいている。計画の中で、100m の場合、59.5m の場合の数値を出し、その上で組合として 59.5m の煙突で建設していくという形をとった。</p> <p>環境影響評価書の予測でも環境基準を十分下回るということが判断できたので、59.5m の煙突ということで進めている。</p> <p>新施設の予測では排ガスの濃度を基準値にしたため、既存施設も実際にどのくらいの濃度が出ているか計算はしていないので、わからないが、新施設の場合と、同じ条件に合わせて、既存施設も自主基準値の濃度で試算している。</p>	12/19 部会にて回答済み
		<p>実際の排出ガスの濃度というのは、自主基準値よりは低いが、実際の数値はわからないということか。</p>	<p>新施設の予測を自主基準値で行っているため、それに合わせるため既存施設も自主基準値に合わせたということである。</p>	
		<p>事業者と住民との環境に関するコミュニケーションを図っていくということが、環境アセスの本来的な目的の一つであることから、この評価書案の中に記載されていることだけではなくて、説明いただいたその比較が明確になって、住民が安心できるような情報も含めて記載されてもいいはずだと考える。アセスの制度の考え方や書記の決まりがあり、難しいのであれば、少なくとも別の形で住民にしっかりと御説明いただきたい。</p>	—	

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		都民の方は、煙突の高さが 59.5m であることが妥当だという結論になった理由を知りたいと思う。評価書段階ではその記述を充実していただきたい。	少しそういったところが抜けていたと思う。今後、そのあたりの表記をさせていただきたい。	12/19 部会にて回答済み
2	大気汚染	計測を行う際に、計測を行ったときの卓越風向と、濃度を計測場所の位置を教えてください。	<p>現地の大気質の測定時の風向・風速は測っていない。</p> <p>評価書案 88 ページに示す、府中の気象観測所と一般環境大気測定局で測定しているデータから得られた卓越風向、風速等を用い、事前拡散検討を行ったところ、計画地から約 650m 地点で最大着地濃度となった。</p> <p>その範囲と卓越風向がおおむね北と南であるため東西南北で調査している。調査地点は評価書案 109 ページに示している。</p>	10/18 部会にて回答済み
		評価書案 p. 109 の図 8. 1-2(1)の点線の範囲の中の建物高さはどの程度か教えてください。	評価書案 410 ページに、計画地周辺の中高層の建物状況を示している。5 階以上の建物が集中しているところもあるが、ほとんどが低層住宅となっている。	
		拡散のシミュレーションには、考慮するだけの高さはないため地表面の凹凸に関しては考慮していないという理解でよいか。	その通りである。周辺に中高層の建物が余りないため、計測高さは 1.5m という形で選定している。	
		見解書 p. 35 の表に関しても同様であるとの理解でよいか。	その通りである。	

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3	騒音・振動	<p>工事用車両の走行に伴う騒音の予測における走行台数 (p. 264 の表 8.3-31)、同振動の予測における走行台数 (p. 268 の表 8.3-32) をアクセスの各路線に配分せず、主要路線である③、④、⑤の3地点とも、全大型車両 (390 台) が走行するという条件で予測されている。最大値を見積もるという点では良いと思うが、一方では現実的ではない予測だと考える。現時点で各路線の走行車両数の予測が難しければ、例えば、各路線を $1/3+\alpha$ 程度ずつが走行すると仮定した場合の予測を参考値として併記してはどうか。</p> <p>また、②を走行する大型車両がゼロという予測条件は、妥当なのか。②もアクセス路線として設定している以上、いくらかの大型車両は走行すると考えるべきではないか。</p>	<p>現時点では、台数の予測ができないということで全台数走行とした。 $1/3+\alpha$ とすると、その路線帯に住む住居の皆様に誤解を招くのではないかと考え、リスクを最大見積もった形で予測した。</p> <p>②の路線は、西武線の高架橋と交差しており、高さ制限 3m であるため、大型車は通行しない計画としている。</p>	10/18 部会にて回答済み
		<p>より現実的な予測として適当な走行台数を仮定した場合の予測値を示しておくほうが望ましいと考えられるため、参考値という扱いで示すことを検討していただきたい。</p>	<p>各業者が、どの程度の頻度で来るかといった、根拠の設定が現時点では難しいと考えるため、具体的に設定することは非常に難しい。</p>	11/22 部会にて回答済み
		<p>根拠をもって示すことが難しいため、非現実的ではあるが影響の一番大きいところを見ているという理解でよいか。</p>	<p>そのとおりである。</p>	
4	騒音・振動	<p>工事用車両の走行に伴う騒音の評価結果 (p. 302 の表 8.3-48) で、①の松の木通りでの予測値が環境基準を超過している。日常的に環境基準を超過してしまっている区間だが、さらに 2.1 dB の超過は小さくないと考える。周辺の状況も勘案した上で「騒音の影響は小さいと考える」という評価になっているのだと考えるが、工事中は周辺への十分な配慮をお願いしたい。</p>	<p>工事用車両も廃棄物等運搬車両、③もそうですが、環境基準を超えているが、現地の調査結果では、廃棄物運搬車両、工事用車両が走行する昼間の時間帯の一般車両の割合は、大体 65% を占めていることから、環境基準を超えているのは一般車両の走行による影響も大きいと考えている。なおかつ、要請限度までは至っていないが、影響を極力低減する環境保全の措置を徹底していきたいと考えている。</p>	10/18 部会にて回答済み 総括審議事項へ
		<p>全ての車両が 1 区間を走行するという条件で予測されているため予測結果が大きくなっている部分はあると思うが、そのような予測条件であることを住民の方がわかるように説明していただきたい。</p>	—	

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
5	騒音・振動	<p>廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音の予測結果（p. 305 の表 8. 3-52）で、①の松の木通りでの予測値が環境基準を超過している。日常的に環境基準を超過してしまっている区間で、0.3 dB の超過は確かに大きいとは言えないが、工事完了後も周辺への十二分の配慮をお願いしたい。</p>	2 の回答と同様。	<p>10/18 部会にて回答済み</p> <p>総括審議事項へ</p>
6	騒音・振動	<p>建設機械の稼働に伴う振動の予測結果（p. 284～286 の図 8. 3-17(1)～(3)）が、きれいな同心円状のコンターになっている。一般的には、地盤の特性の不均一さ等のために、このようなきれいな結果にはならないと思われるが、この予測は妥当なのか。</p>	<p>本編の 259 ページに、今回予測した予測式を載せている。今回、地盤の状況については、計画地周辺は関東ローム層が確認されており、その内部層として、下の (b) 予測式の距離減衰という式の α に、関東ローム層が確認されていることから、α を 0.01 として統一しているため、均等的なコンター図となっている。</p>	10/18 部会にて回答済み
		<p>関東ローム層であるため、$\alpha = 0.01$ に統一したということか。</p>	<p>振動の予測式は、道路環境影響評価の技術手法を用いた。その中で、ここの内部摩擦係数については各地層によって値が決められているため、今回の地盤の特性に合わせて設定した。</p>	
		<p>一般に地層が均一であれば、その振動の伝播としては同心円になるはずであるということだと理解してよいか。</p>	<p>そのとおりである。</p>	
		<p>事業予定地の南側には川が流れていて、地表面に凹凸がある。このような場合、地図上の距離が同じであっても途中の凹凸によって三次元的な振動の伝播距離が異なり、減衰の程度も変わるということではないか。川を超える南向きでは振動の伝播距離が長くなるために、川を超えない東向きよりも減衰量が大きくなって、同心円からずれるということはないのか。</p>	<p>予測は、評価書 259 ページの予測式を使っている。予測式には凹凸を考慮するものがないが、小平市はおおむね平坦な地域となっているため、凹凸というのは考慮していない。また、川によって減衰量が大きくなるということについては、平坦で見る限りでは安全側という形になるため凹凸は見えていない。</p>	11/22 部会にて回答済み
	<p>評価書案 p256 から p258 の図 8. 3-6、(1)から(3)では、振動源となる機械は平面上にばらばらに配置されている。個々の機械の位置が予測式の距離 R の原点になるため、複数の機械がある場合はそれぞれの位置を原点とした予測値の合成値になり、同心円からずれるのではないかと考えるがどうか。</p>	<p>評価書案 285 ページに結果のコンター図は、個々の一個一個のものは違うのですが、それが合成することによって楕円形等の円になっており、同心円がそれぞれずれている。</p>		

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		評価書案 p284、285 は、同心円のように見えるが、合成したものになっていて、同心円というよりは楕円になっているということか。	そのとおりである。	
7	騒音・振動	施設の稼働に伴う振動の予測結果（評価書案 p. 293～294 の図 8. 3-19 (1) ～ (2) ）についても、4の質問と同様。	4の回答と同様。	10/18部会にて回答済み
8	騒音・振動	<p>施設の稼働に伴う低周波音の予測手法（評価書案 p. 274）について、「既存施設の稼働時における現地調査結果を類似事例として参照」とされているが、既存施設がストーカ式であるのに対して計画施設はストーカ式または流動床式なので、既存施設での現地調査結果が必ずしも類似事例とはならないことが懸念される。ストーカ式での調査結果が流動床式にも適用できる根拠があれば、それを明記しておくべきではないか。</p> <p>また、各メーカーへのヒアリングによって各機器から発生する低周波音の基礎データ（評価書案 p. 272 の表 8. 3-33 と同様のもの）を得ることができれば、騒音と同様の予測が可能ではないかと思われるが、それは難しいのか。</p> <p>さらに、流動床式その他施設での現地調査を行えば、流動床式の場合の直接的な基礎データを入手できるのではないかと考えるが、それは検討したのか。</p>	<p>ストーカ式と流動床式の関係だが、低周波音の発生する要因としては送風機や破碎機等があれば低周波は出ると考えられる。清掃工場の場合は、かなり大きな送風機があり、それがメインだと考えている。その送風機は排ガスの吸引や焼却のために空気を送る場所に大きなものを使っている。その点ではストーカ式も流動床式も変わらないと考えている。ただ、流動床の場合は、コンベアなど若干使っている機器が違うが、低周波の原因となるようなものについてはさほど差はないと考えている。</p> <p>データの件は、メーカーヒアリング等でも出ないことはないと思うが、低周波ではこういったデータを入手した記憶はない。難しいのかとは考えている。他施設の場合は参考にできるかと考えるが、新たな調査が必要になる。</p>	10/18部会にて回答済み
		<p>第三者の誤解を招かないため、既存施設、ストーカ式の調査結果を利用した根拠として、回答していただいた内容を明記するとよいと考える。</p>	評価書で追記する。	11/22部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
9	騒音・振動	<p>低周波音の評価指標として、「低周波音及び可聴音の不快感を感じる感覚(中村らの実験結果)」(評価書案 p. 300 の表 8. 3-45 の「心理的影響」)を引用しているが、ここで引用されているのは、振動感・圧迫感が主感覚となる音圧レベルの下限値である。振動感・圧迫感の不快感の要素にはなるが、必ずしも不快感と一致する訳ではない。不快感に関する評価指標として実験データを引用するのであれば、「低周波音防止対策事例集」の図-d. 2. 2 (中村らの実験結果)から不快感に相当するデータを引用し直すか、あるいは同引用元の図-d. 6 (Inukai らの実験結果)から適切なデータを引用するのが良いと考える。</p> <p>また、評価指標の引用が適切に修正されたとした上で、評価方法にも注意が必要である。中村らの実験結果、Inukai らの実験結果は、どちらも実験室内での音圧レベル(被験者が実際に感じる場所での音圧レベル)として得られたものである。それと比較するのは住居屋内での音圧レベルでなければならない。敷地境界あるいはその近傍の音圧レベルではなく、それに基づいて住居屋内での音圧レベルを推定(距離減衰、家屋の遮音性能等を考慮)して比較する必要がある。この点も、修正が必要である。</p>	<p>低周波音の評価指標としては、低周波音に係る閾値、心理的影響及び物理的影響の既存知見による参考値としている。</p> <p>「低周波音防止対策事例集」では、心理的影響として、評価書案 236 ページの図 8. 3-3 の左図で示している”中村らの実験結果の圧迫感・振動感を感じる領域の下限が評価の参考となる”としていることや、低周波音を感じる感覚は人により異なること等から、不快感も含めた心理的影響として、より厳しい指標として、振動感・圧迫感の下限値を設定した。</p> <p>また、低周波音は家屋による遮音・減衰効果は少ないことや複数の家屋の構造等が特定できないことから、安全側を考慮して、敷地境界及び計画地周辺の住居近傍の屋外における音圧レベルをもって評価を行っている。</p>	11/22 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		<p>敷地境界で測定した値を評価値と比較しているが、本来比較すべきは敷地境界での値ではなく、家屋の近傍や、あるいは家屋の室内で測定した値を本来比較すべきである。</p> <p>敷地境界の測定値と比較して、それでも大丈夫であるから、家屋の近くまで行くと値は下がるはずなので、問題はないが、評価の方法としては、家屋の中や近傍で測定した値と比較することが正しい方法なので、住民の方に説明する機会があれば、きちんと説明していただき、将来同様な評価書案をつくる際には、正しい方法で比較していただきたい。</p>	<p>評価書案 225 ページの測定地点図の⑤番と⑥番の地点が、敷地境界から少し離れたところを測定している。次の機会等で、近傍を十分把握するよう測定していきたい。</p>	12/19 部会にて回答 済み
10	騒音・振動	<p>低周波音の評価において、「低周波音により建具ががたつきはじめる値」（評価書案 p. 300 の表 8. 3-45 の「物理的影響」）と敷地境界あるいはその近傍での測定値と比較していますが、「建具ががたつきはじめる値」は、その建具の近傍での音圧レベルとして得られた実験結果なので、住居の外壁付近の測定値と比較する必要がある。したがって、敷地境界あるいはその近傍での測定値から、住居の外壁付近での音圧レベルを推定（距離減衰等を考慮）して比較する必要がある。</p>	<p>低周波音ががたつき始める音というのは、敷地境界あるいはその近傍での測定値として比較しているが、今回の調査結果では、計画地の敷地境界と近傍住居付近の調査結果を用いており、それによって評価しているため、住居の外壁付近での調査結果として比較している。</p>	10/18 部会にて回答 済み
11	騒音・振動	<p>低周波音の評価指標の引用元(評価書案 p. 300 の表 8. 3-45 の注 2)である「低周波音防止対策事例集」の発行年は、昭和 59 年ではなく、平成 14 年発行、平成 29 年一部改訂である。</p>	<p>この引用については訂正がある場合は評価書時点で修正する。</p>	10/18 部会にて回答 済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
12	騒音・振動	<p>評価書案 p. 272 の表 8. 3-33 の音源条件の表では、ストーカ式と流動床式が併記されているが、数値を見ると、これらには処理方式の違いはないということで、数値が同じなのだろうと理解した。</p> <p>廃棄物の項目の中で p. 508 の表 8. 12-19 では工事の完了後の施設から出てくる廃棄物の予測で、ストーカ式は主灰と飛灰が、流動床式は飛灰が出るとしている。方式の違いはここにあると考える。</p> <p>評価書案 p. 272 の表 8. 3-33 の音源条件の表では、18 番に確かに焼却主灰振動ふるいで、ストーカ式 85 dB、流動床式 85 dBとあるが、流動床式は主灰が出てこないにもかかわらず、音源として焼却主灰のふるいを設けている理由は何か。</p>	<p>評価書案の 30 ページにフロー図の模式図を示している。この中で、右下の水色の囲い部分で上段にストーカ式、下段に流動床式を示している。流動床式の場合は、炉下に出てくる不燃物の中には、鉄くずなども出てくるため、そこを分別するためにふるい装置をつけるため、装置としては存在する。</p> <p>29 ページにフローを示している。左側の黒塗りの、「焼却炉」の枠の右側に向かう二点鎖線の矢印に、主灰、流動床式の場合は不燃物ということを示している。これ以降の装置は、同じものになる。</p>	10/18 部会にて回答済み
		<p>考え方としては、送風機などが数値としては高いので、それ以下のものは埋もれてしまうというか、評価としては音の大きいものを最大値と見て、それを評価するということか。</p>	<p>そのように考えている。</p>	
		<p>ストーカ式と流動床式から出てくる灰のトン数は違うため、それによって機器の大きさや特性なども違ってくるのではないか。それが積み重なった場合、大きな差になってくるかどうか、その辺はどう考えているのか。</p>	<p>焼却主灰振動ふるいでは、ストーカ式の場合は主灰がふるいに出てくるが、流動床式の場合は、瀬戸物やガラスなどの不燃物が出てくる。それらが全てふるいに来るとすると、振動ふるいにかかる量は流動床のほうが多くなるかと思われるが、量が多くなったことによる振動や騒音の増大は無いと考える。予測条件とした値は、機器そのものの最大性能として計測した値であるため、おそらくその値以下となるため変わらないと考える。</p>	
13	土壌汚染	<p>p. 316 の表 8. 4-6 の No. 1 で、基準値より低いが、ダイオキシン類が地下水で検出されているということは留意をしておく必要があると考える。土壌には含有量はほとんどないような状況の中で、地下水で検出された原因が何か思い当たるところがあるか。</p>	<p>No. 1 は、先ほど説明した通り水勾配は評価書案に示してあるものと逆方向で、西から東のほうであるが、既存施設の影響がもしあるのだとすれば、No. 1、2 ではなくて No.3 のほうに出るのではと考える。そこはよくわからない。</p>	10/18 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
		撤去工事の際に、ダイオキシン類を含めた地下水の調査をやる予定はあるか。	ダイオキシン汚染のおそれのある施設の解体等があるため、大気中のダイオキシン土壌は確認する計画だが、水質までは今のところは考えていない。	
		評価書案 p. 324 に「既存施設を解体する前には施設の清掃を十分行うことにより」とあるが措置の結果、どういうものが出てきて、どのように処分しようとしているのかを確認したい。	稼働中に残った大きな灰の塊や汚泥は事前に除去するが、それでもまだ付着しているものがある。それは本事業の中の解体の中で出てくる。除染に使用した水は、汚水として産廃として搬出して処理する。処分は、マニフェストにのっとして行う。	
14	地盤、水循環	当該地は近くに玉川上水や野火止用水などが流れている地表面および地下の水循環に留意すべき地域である。また掘削予定のごみピットが地下水位より下まで達すること、関東ローム層や粘土・シルトなどの土層に工事がかかることから、矢板等の対策を十分検討いただいているが、水循環および地盤の状況を継続的にモニタリングする方が良いと思われる。観測井の設置を予定していると記載があるが、どの場所にいくつの観測井を設けてモニタリングするかについて教えて欲しい。	評価書案の 327 ページの図 8.5-1「地層構成状況調査地点図」の、水循環等の影響を見る水位測定は、No.1、No.2-2、No.3、の3カ所の観測井で、工事中及び工事完了後の約1年間かけて行っていく。	10/18部会にて回答済み
		この位置で地下水の水質の調査も行っている。地下水の流動の方向などを考えたときに、1、2-2、3の位置はどういう位置なのかということをお説明いただきたい。	敷地の東西南北の4カ所がよく行われている方法であるが、計画地は、東西に細長い敷地であるため、敷地の形状から、水位や地層を代表できるであろうNo.1とNo.2-1、2-2とNo.3、とし地層の調査をした。	
		全ての地下水の流動方向はわかっているのかどうか確認したい。	333 ページに地下水位の流動状況の図を示している。しかし、これは実は GL 表示で記載しており、T.P. 表示であると、地下水の流れは逆となる。これは評価書のほうで訂正する。	
15	その他	評価書案 p. 26 の立面図で、建屋の高さが 22m 以下となっているが、処理方式の違いによってこの高さが変わるといったことはないということでしょうか。	事業計画は既存の建物以下にするとしている。事前にメーカーヒアリング等を行っており、計画図にあるような中に収まると考えている。	10/18部会にて回答済み
		方式の違いにより、深さ方向が変わることはないということでしょうか。	その通りである。	

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
16	その他	<p>都民からの主な意見の中の最初の意見で、焼却施設と不燃粗大ごみ施設と中間処理施設と、3つあって、全体としての複合影響をちゃんと示してという意見が出ているが、見解書を見ると、それぞれ大丈夫だというような見解になっている。そうであれば、それを評価書のほうに追記したほうが、都民の御心配も解決すると考える。</p>	<p>資源物中間処理施設は少し離れたところにあり、本事業よりも前に、生活環境影響調査を廃棄物処理法により行っている。現状でも環境対策及び環境測定を行っている。同じ敷地の中に不燃ごみ処理施設があり、これも廃棄物処法にのっとった生活環境影響調査をやっているが、本事業を行っているときに同じ敷地の中で不燃ごみ処理施設は稼働しているので、その影響を複合的に見るため、本評価書案の中でも含めて行っている。資源物中間処理施設は今のところは評価書の中に入れることは考えていない。</p>	10/18 部会にて回答 済み
		<p>なるべく都民の方の御心配事項を減らしていくのが、地域住民の方とのコミュニケーションにもつながると考えるので、できる範囲で御検討いただければと思います。よろしくをお願いします。</p>	—	
17	悪臭	<p>評価書案 p214 で、既存施設と同様の対策をしている項目が幾つかあり、加えて、新しく検討される部分があり、それにより評価の指標を満足するという結論になっているということでしょうか。臭いの原因を抑えるような対策は、既存施設ではないものが加わってということでしょうか。</p>	<p>評価書案 214 ページの、b の 5 番目の項目、既存ごみ焼却施設の排水処理施設は屋外に設置しているが、新施設では、排水処理設備を屋内に設けるという点は、新施設と既存施設の違うところである。そのほかの対策も、既存施設も行ってはいるが、そのレベルが若干違うと考えている。新施設では、より一層、改善された内容で行っていきたいと考えている。</p>	11/22 部会にて回答 済み
		<p>定量的に示すのは難しいとしても、何か工夫した場合、又は新しい技術でよくなっているところがあれば、可能な限り、記載したほうよいと考える。</p>	—	

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18	生物・生態系	計画地内に設置する予定の緑地については具体的な樹種などは決まっていないということだが、周辺の緑を構成する在来樹種などを植栽するなどの配慮をしていただきたい。	樹種については、野火止用水、多摩川上水を勘案して十分配慮しながら計画を進めていきたいと考えている。	11/22部会にて回答済み
19	自然との触れ合い活動の場	周辺は道路が大変細くなっている。特に野火止め用水の緑道は狭い。それから玉川上水の緑道は世界遺産に登録の予定もあり、ここを訪れる人は大体緑道の緑などを楽しむので、工事中の工事車両などに注意がいかないということがある。運転者は、訪れた人たちがけがをしたり、驚くような音を出したりというようなことがないよう配慮をいただければありがたい。	工事用車両も、一時期はかなり集中して通るということはあるが、実際に施工する業者に、道路に滞留しないよう案内を行うなどの配慮をしていきたい。 足場を組む時などに突発的な音が発生し、御迷惑をかけると考えている、なるべくないような措置をしたいと考えている。	11/22部会にて回答済み 総括審議事項へ
		計画地前面の道路は相当狭いと感じている。清掃車が多く通り、加えて工事用車両が走行するため、安全にも気をつけていただきたい。	工事業者には、道路に待機することがないように、また、車両の速度を十分守って通行する、時間帯も考慮し、分散するなど配慮をしていきたい。	

「（仮称）新ごみ焼却施設整備事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

都民の意見を聴く会	公 述 人
	3 名

1 事業計画

- (1) ごみ処理施設は、1カ所に定めるのではなく、環境に負荷を与えるのであれば、別の場所に移すことも検討されるべきだったが、同じ場所での建て替えが前提で進められている。3市の中で適地をもう一度探して、適当な場所に変えていくことが本来のやり方だと考える。
- (2) 煙突が低くなることで、景観がよい、圧迫感がないとしているが、周辺住民の健康への不安感が増えることは加味されないで煙突を低くすることを決定していることが、平等性、公正性に欠けると考える。
- (3) ごみ焼却施設は、煙突を高くすることでリスクを分散することができる。有害物質を広域に希釈するために煙突には高さが必要である。一部の地域のみ基準値以下だからとリスクを強いるのが正しい選択とは思えない。処理施設による快適な生活環境の享受だけを受ける地域と、そのリスクを背負う地域との環境の差が少なくすることが公平だと考える。

2 環境一般

本事業者とその構成市においては、構成市民への情報公開、地域住民とのコミュニケーション・信頼関係の構築に努め、市民とともに清掃事業の推進・温暖化・海ごみ・大気汚染などの地球環境の改善に取り組んでいただきたい。

3 大気汚染

- (1) 本事業の、環境影響範囲に含まれる立川市清掃工場と本事業との環境影響の重合、特に大気汚染の重合を予測・評価して市民にわかりやすく図示してほしい。

- (2) ごみ焼却施設の煙突の高さについて再検討してほしい。計画地から最大着地濃度出現距離付近に多くのマンションがあり、その近隣の住民から、煙突の高さ59.5mについて不安の声がある。

再検討しないということであれば、影響範囲内の小中学校、幼稚園、保育園などにおける、現在の小児喘息・アトピーなどの罹患率が影響範囲内外のそれらの施設と有意の差がないことを確認してほしい。

- (3) 最大着地濃度地点であっても環境基準値を下回るとしているが、流体である以上、どこが最大着地濃度地点になるかはわからない。実際もっと遠くへ広がる可能性も考えられる。影響の及ぶ範囲は、必ずしも予測した範囲に収まるものではないから、事業者は最大限、影響を低く抑えるべきであり、煙突の高さを今の100mから60mに下げるとするのはおかしい話である。

4 その他

- (1) 環境影響評価制度の対象ではないが、資源物中間処理施設からの排気ガス拡散状況を実測してほしい。本年4月以降の稼働により、排気ガスが多少とも既に拡散しているはずであるから、地域住民の信頼を得るために排気ガス拡散状況の実測を要請する。
- (2) 都と環境影響評価審議会は、都民の生活環境の向上のため、国基準より厳しい、または国に先立つ基準の制定に努めるよう要望する。
- (3) 焼却施設についての地域の住民の声を聴く場として設けられた地域連絡協議会は、施設から200mの範囲の範囲に限って、その他の市民については協議会に入れないという考えが、ごみ問題を全ての市民で考えていくという方向に相反するものだと思う。

「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価書案について(案)

第1 審議経過

本審議会では、令和元年6月26日に「(仮称)新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

既存施設から煙突の高さが変更されることによる影響について、住民から大気汚染への懸念が示されていることから、高さを決定した経緯について十分な説明を行うこと。

【騒音・振動】

工事用車両および廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音について、本事業による影響は小さいとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地周辺には、玉川上水緑道や野火止用水緑道が存在し、利用者が多く存在することから、工事の施行に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、緑道の利用者への影響を低減すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 元年 6 月 26 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 元年 8 月 26 日	・現地視察
部 会	令和 元年 10 月 18 日	・質疑及び審議
部 会	令和 元年 11 月 22 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 元年 12 月 10 日	・都民の意見を聴く会を開催
部 会	令和 元年 12 月 19 日	・質疑及び審議
部 会	令和 2年 1 月 14 日	・総括審議
審議会	令和 2年 1 月 22 日	・答申（予定）

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案
部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	<p>大気汚染について、建設機械の稼働によりある程度の寄与が予測されている。三期工事などは集中して工事を行うことがうかがえるが、特に二期工事は工期も長く、病院など配慮すべき施設もあることから気になっている。予測の手法として大気汚染物質の排出量が最も多い時期を基に1年間の予測をしているのだと思うが、予測に反映しなかった環境保全措置で更に工夫ができそうなところはあるのか。</p>	<p>環境保全の措置については、評価書案の155ページに、予測に反映した措置と反映しなかった措置に分けて記載している。</p> <p>三期工事については、範囲も狭く作業の安全を確保しながら行うこともあり、予測より建設機械は少ないのではないかと思うが、最大影響を予測するという観点から、こういった示し方をしている。</p> <p>ただ、予測に反映しなかった措置として、排出ガス対策型建設機械で二次基準、三次基準対応機械の可能な限りの採用ということを記載しており、実際の工事で二次基準を採用できるものがあったり、三次基準を採用できるものがあったりということとなると思うが、今後検討しながら、極力、これらの対策については十分配慮していきたい。</p>	11/22 部会にて回答済み
	2	<p>都民の意見にもあったが、工事の完了後、現況では狭くほとんど車が通らないところを中心に車両が入り出りするような計画になっている。その対応について具体的に教えて欲しい。</p>	<p>現在行き止まりの道路に出入口をつくると、現況ではほとんど車が通らないところに多く車が走り、大気汚染や騒音・振動が心配であるという意見をいただいているが、交通シミュレーション等を行い、滞留は発生しない結果を得ている。駐車場待ちについても、見解書48ページの図のように引き込みを地下に誘導し、駐車場ゲートの処理能力を含めて計算を行い、車が滞ることはないという結果になっている。オープン時やセール時には車両が増える可能性はあるが、誘導員等の配置により円滑な交通誘導や、路上駐停車を極力防ぐよう、地元の心配をできるだけ払拭できるようにしたい。</p>	12/19 部会にて回答済み
		<p>駐車場待ちのキャパシティはあっても、歩行者の通行時には車を止めることで渋滞にならないか。</p>	<p>建物は4mほどセットバックするので、余裕を持った歩行者空間はとられている。出入りに関しては歩行者との一時的な見合いの関係で止まることはあると思うが、多くの歩行者が通行することによる車の滞留は起こらないと考えている。</p>	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1	<p>地点④と⑦で騒音の予測値の一部が環境基準値を上回っている。これらの地点はもともと環境基準値ギリギリか又は上回っている地点であるため、環境基準値を上回る予測になるのは仕方ないと思うが、特に配慮した対応が必要だと思う。</p>	<p>地点④と⑦はもともと環境基準ギリギリか超えている場所だが、ここを通らざるを得ない事情もある中で予測をしている。環境基準を上回る結果だが、営業中である現店舗の車両台数を現況交通量として今回の計画分を上乗せしているため、台数としては多く設定している形になる。</p> <p>工事用車両についても、天候不順等で台数が増加する傾向があるため、これを考慮して3倍程度に多めに設定しているのが実情である。</p> <p>今後、工事計画の詳細検討を行うことにより工事用車両の集中を避けたり、走行経路の分散を図る計画である。完了後についても納品車の集中納品を避ける、積載率の向上により台数の削減を図るなど、対策を十分検討して配慮していきたい。</p>	11/22部会にて回答済み
		<p>基準をオーバーしているところは太字で下線を入れるなど、明確にした方がよい。そのことについてしっかりコメントすることで、住民にも安心していただけたと思う。</p>	<p>表現については工夫して分かりやすいようにしたい。</p>	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2	<p>工事用車両の出入口が幹線道路から住居地域に入り込んだところにあり、特に三期工事の出入口はかなり入り込んでいる。これらの出入口付近ではベースになる騒音レベルが幹線道路沿線に比べて低いと推測されるので、工事中に環境基準値を超えることは無いと思うが、日常的な騒音レベルよりは高くなると考えられる。元々、幹線道路沿線と比べて静かな地域であることを考慮すると、騒音レベルの少しの上昇でも苦情に繋がる可能性がある。また、二期、三期工事の出入口付近は道路幅も比較的狭く、近くには病院もある。地域との密なコミュニケーションを欠かさないとともに、資材運搬の集約化・効率化、丁寧な走行など、適切な配慮をお願いします。</p>	<p>三期工事は狭い範囲の中で工事が集中する形であるが、実際はこの範囲で一度に工事ができるというわけではないと考えている。</p> <p>ただ、特に解体時は工事がまとまった形になると思うので、周辺とのコミュニケーションをとりながら極力集中しないよう配慮に努めていきたい。</p>	11/22 部会にて回答済み
		<p>第三期工事の出入口が一番奥まった場所で、道路幅が狭く、滞留のような問題が起こり得ると思うが、対応は如何か。</p> <p>この第三期工事の部分に関しては、近隣に病院等もあるので、その点は十分に配慮していただきたい。</p>	<p>三期工事についても、非常に狭い範囲の中で工事を行う。評価書案の193 ページに三期工事の建設機械の配置図を示しており、192 ページの二期工事と比べると大分密集度が違うが、実際は建設機械を一度に多く動かせるわけではなく、ある程度安全に余裕を持って動かすので、今の図は少し過剰な配置にはなっている。しかし、必要な建設機械の稼働や、工事用車両の出入りがあるので、台数を時間帯に応じて配分し、朝の通勤時等に集中しないようにするとともに、出入口に誘導員を配置して、地元で迷惑がかからないように配慮を進めていきたい。</p>	12/19 部会にて回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	3	<p>アセスメントの面では問題無いが、評価書案の書き方の点から、建設機械の稼働に伴う振動レベルの予測コンター（図 8.2-14～16）について確認させて欲しい。図 8.2-16 では、5 dB 減衰するのに要する距離が、振動源に近い地点では短く、遠い地点では長くなっているが、図 8.2-14 と図 8.2-15 では、振動源に近い地点と遠い地点での差が明確ではないように見える。予測式が対数項と線形項（一次式の項）を含むことを考慮すると、図 8.2-16 の予測コンターに表れている特徴が正しいように思える。他の 2 図に同じ特徴が表れていないのは、図示した結果として、そのように見えてしまっているだけか。</p>	<p>振動の予測に用いた距離減衰式は、理論減衰と言われる log の式の部分と、内部減衰係数という地盤の内部定数による減衰の部分とで構成されており、これらの合成で予測される。減衰が対数的というのは理論減衰 log の式の部分であるが、これにプラスされる内部減衰係数の部分は直線的に減衰し、これを合成してコンター図を描いてみると、近くでは短く、遠くでは長くなるという対数的な減衰の特徴が、振動の式の場合は表れにくい。</p> <p>また、振動は 1 つの振動源ではなく個々の建設機械の合成で予測しており、一期、二期、三期工事とも個々の建設機械の配置やレベルが異なるものを合成しているため、結果のコンター図に対数的な変化が表れにくいということもある。</p> <p>その中で三期工事は、より狭い場所に建設機械が集中して配置されているため単振源に近く、見た目上に対数的な変化が表れたと考えられる。一期工事、二期工事も多少は対数的な変化が表れているのだが、見た目では判断がつかず、同心円のようになっている。そのような状況で差が出てくると考えている。</p>	11/22 部会にて回答済み
地盤・水循環	1	<p>見解書 53 ページの「水循環」に関し、この地域は軟弱地盤で過去に水害もあり、そのことを懸念される場所なのかと思う。評価書案の 10 ページ「水循環」に、工法でディープウェルを使う、また必要であればリチャージ工法を使うという記述で、工法でも工夫をするという書いているが、見解書にはその工法の工夫が書いていない。多分工事中に急激に地下水が変わることで傾くことを懸念されているような意見かと思うので、ぜひ工法も工夫してきちんと対策することを書いていただくとよりよいのではないかと思う。</p>	<p>今後、保全措置や評価書の中でもう少し具体的に丁寧に回答できる部分については対応していきたいと考える。</p>	11/22 部会にて回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
日影	1	<p>日照権は、特に都市に住んでいる都民には健康にも影響を与えるとても大事なことだと思う。見解書の54ページにも都民からたくさん意見が出ている。基本的には一年で影が一番長くなる冬至日を想定して、例えば何時間日影になるかを本編 321 ページに色別で描いている。これを見ると、影が大きい範囲に広がっていて、これは冬のあくまで晴天時の想定なので、天気が悪いと太陽が入らないということもあり得る。実際に生活している方から見ると、これよりもっとしんどい日照条件になる可能性がある。</p> <p>この地域は商業区分のため高い建物を建てられないわけではないのだが、その周辺に住んでいる都民の健康にも気をつけていただきたい。冬至の影の時間を見るとやはり大きな影響で、冬至日はどうしても日影になる時間が長くなるので、このように日照が保証できない時期は一年のいつからいつまでの間になるかということが気になると思う。そういう正しい情報を、都民に、特にこの辺の周辺に住んでいる方に説明する必要がある。事業者の見解は、冬至だけではなく夏至、春秋分の日についても描いて見せるということだが、これはもう既に描いているのか。</p>	<p>冬至以外の日影図は作成している。今回は環境アセスの中での説明だが、今後近隣の方には何回か説明する機会があるので、その時にまた、こういう形になるということ踏まえて十分な説明と真摯な対応を図っていきたい。</p>	11/22部会にて回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
日影	2	<p>近隣の方に説明するときには、例えば1年の中でいつからいつまでは日照が少なくなるということでは終わりではなく、それを解決するために、他に対策を提案する方法で、もっと近所の方の理解を得ることが必要ではないか。建物の場所等を変えることはできないので、このような時期には外に出て十分な日照を浴びられるようにするなど。どの場所を利用してそれを満足するようにする、それくらいの提案をしたほうが近隣の方は納得するのではないかと思うがどうか。</p>	<p>日影になる時間や季節については、日影図等を用いて丁寧に説明をしたい。</p> <p>また今回建築する高層の建物は、現在の道路際からセットバックさせることによって十分な空間を設け、緑を設けるという形も検討しているのですが、日影になってしまう部分、時間について、代償となるような公園のようなものを設けることで、皆様に御利用いただければ、一部なりともそこは貢献できるのかなと考えている。そのようなことを地元に対して丁寧に説明していければと考えている。</p>	11/22 部会にて回答 済み
		<p>検証できるような形で情報をしっかり明記していただくこと、また分かりやすくやっていただくことが重要かと思う。「日照」のところはアセスとしては最悪の時点の予測だが、生活をする人としてはその一瞬、その日だけではないので、年間の情報も順に開示してくださいということで、ぜひよろしくお願ひしたい。</p>		
風環境	1	<p>本編 347 ページに計画地近傍における風の風配図がある。平均風速 1m/s 以上と 5m/s 以上のものが描かれているが、この平均風速は10分間の平均風速でよいか。</p>	<p>気象庁のデータに基づいており、10分間という形になるかと思う。</p> <p>【回答】 10分間の平均風速である。</p>	11/22 次回部会にて回答 12/19 部会にて回答 済み
		<p>気象庁だと10分間や1時間といういろいろな時間置きがあるので、もう一度確認していただきたい。</p>		

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
風環境	2	<p>風洞実験で使った風速と風向について教えていただきたい。どのような大きさの風速で実験を行ったか、記述がなかったので確認したい。</p>	<p>資料編の 358 ページに風洞実験の概要を記載している。</p> <p>足立区の綾瀬測定局のデータの風向、風速に関して、現地の高さまでのものを使って風洞に流してということになるが、具体的な数字は確認したい。</p>	11/22 次回部会にて回答
		<p>風洞実験で得られるのは風速比である。上空の風に対して地上レベルではどのくらいの風か、この比は変わらないとして、例えば上空が 5 m だったら、その比率を掛けて地表の風速を想定している。このため、そこに使われていた上空の風速を知りたい。</p>	<p>【回答】</p> <p>風洞実験時の風速は、風洞床上 800mm の高さで 10m/s 弱である。風向は、16 風向 (22.5° 間隔) である。風洞内の気流は、地表面粗度区分Ⅲを採用しており、資料編 p. 359 の図 2.6-5 のような鉛直分布となっている。</p>	12/19 部会にて回答済み
		<p>見解書 55 ページの「事業者の見解の概要」に、風洞実験を行って適切な防風対策を施し、計画地周辺の全ての地点において領域 B (低中層市街地相当) までの風環境となるようにすると書いてあり、また、本編 357 ページに領域 B というのはどういう条件かと具体的に書いてある。上空がどのような風速で実験したのかを明らかにしないと、なぜ歩行者レベルで累積頻度 55% の風速が 1.8m/s 以下を満たせるのかが分からない。それをはっきりしていただきたい。</p>	<p>足立区綾瀬測定局の観測高さ相当の風速を 1.0 としたときの各測定点の風速比の一覧表を資料編 p. 362～368 の表 2.6-5 に、風向別風速比の図を資料編 p. 369～381 に示している。</p>	
		<p>資料 2 の 16 ページ、「風環境」2 番の事業者回答に「足立区綾瀬測定局の観測高さ相当の風速を 1.0 としたときの各測定点の風速比」とあるが、測定点の風速比は、風洞実験から得られた評価対象地点の風速と足立区綾瀬測定局の観測高さ相当の風速の比なので、足立区綾瀬測定局の観測高さ相当の風速が分からないと、各測定点の風速比が算出できないと思う。測定点の風速比を算出する際に、流入風の鉛直分布での足立区綾瀬測定局の測定高さ相当の風速を基準点風速として用いているか。</p>	<p>予測は、これまで実績のある実験場の中で実験し、数値の解析もこれまでの事例と同じく実験をしているので、通常の風速比に対応する風向を流していると考えられる。再度確認の上、次回回答する。</p>	12/19 次回部会にて回答
			<p>【回答】</p> <p>ご質問のとおり、足立区綾瀬測定局の測定高さ相当の風速を基準点風速としている。</p>	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
風環境	3	<p>都民や歩行者の方から、高い建物が無い今の状況でも既に風環境に関する苦情が出ている。今後150mという非常に高い建物を建てるので、風環境は現状より悪化する確率が高い。このため、予測が評価を満足しているように都民の方に説明するのは良くない。単なる対策をしっかりとしているということだけでは不十分であり、まずは現状の風の状況をしっかりと説明した上で、こういう対策でこれぐらいの改善が見られるとしないといけない。</p>	<p>現況の説明が不足している部分については、今後厚い説明を加えていきたい。</p>	11/22部会にて回答済み
	4	<p>この予測結果は竣工の何年か後だと思うが、最近は異常気象によって風が強くなっているため、今の段階で領域Bをクリアしたとしても、将来もっと強い風が吹いた時は、必ず今より結果が悪くなる。都民の方はこういうことは知らないで、説明を受けたときには領域Bを満たしていても、実際の生活では風が強く、それに関する苦情が建設後でも出る可能性が高いと思っている。その時に対策しようとしても手遅れになっているので、こういう点を都民の方にしっかりと説明できるようにしていきたい。</p>	<p>使用する風は過去10年分の測定結果で、異常年を確認した上での風洞実験のため、今後の風であればまたそういう要素も出てくるかもしれないが、その辺もまた考えられる部分については検討したい。</p> <p>最終的には事後調査という形で完了後に調査をするので、そのときに例えば領域を超えている部分が確認できれば、更なる追加対策を行うことは考えられる。そのような対応で今後十分検討していきたい。</p>	11/22部会にて回答済み

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
温室効果ガス	1	<p>温室効果ガスの電気やガスの使用量について、電気は随分多いが、実際には電気を熱として使っている、つまり冷暖房で使うことがあると思う。末端で熱利用しているか、電気として使っているかという解析はなされているか。</p>	<p>電気とガスの利用配分については、詳細な確認ではなく事例に基づくものを用いており、類似事例でのエネルギー使用量に、電気とガスの配分を掛け合わせて予測している。まだ詳細が決まっていないため、そういう設定で予測しているのが実情である。</p>	11/22 部会にて回答済み
		<p>以前、現地に行ったときの話では、空調を個々でされるということで、大変もったいないと思っている。こういうところは熱利用が相当多いと思うので、発電後の排熱を利用する余地がすごくあるはずだと思う。話し合いの中で限られたところしかできなかったということではあるが、温室効果ガスの排出抑制という意味では非常に重要なことであるし、国としては当然ながらネット・ゼロ・エネルギー・ビルという考え方もしているため、そのような考え方をできるだけ反映できるように取り組みをお願いしたい。</p>		
その他	1	<p>環境影響評価と直接関係ないかもしれないが、現地を見たときに自転車の数が多いと思った。新しく作ること、住んでいる方の分はあるということだが、駅の周辺に民間の駐輪場が沢山あり、自転車の数がとても多いと感じた。キャパシティ的に駐輪場を予測されてこういう設計になって、あふれているものを入れられるようになっていないのか。</p> <p>今回、交通の面で意見が出ているようなので質問した。</p>	<p>評価書案の23ページ現況の航空写真の⑥番に公共の駐輪場が計画地内にある。これに対応させて公共駐輪場を計画している(25ページ配置計画図)。27ページの断面図に公共駐輪場(地下円筒形)を描いており、地下の駐輪場でキャパシティを持たせるような形にしている。駐輪場の計画は、本編52ページの表6.2-11に記載している。現況が地上式で約550台、これに対して今回の事業で約3,000台を設ける予定。これは周辺の葛飾区の開発等の関係もあり、台数が大分ふえる形にはなっているが、それらを差し引いた上で必要台数を設けている。届出による必要な分は、建物の附置の部分で満たす計画としている。</p>	11/22 部会にて回答済み